

訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第六十三号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の規定に基づき、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三号）の一部を次の表のように改正し、令和六年六月一日から適用する。

令和六年三月五日

厚生労働大臣 武見 敬三

改 正 後	改 正 前
第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準 一〇五 (略) 六 訪問看護管理療養費の基準 (1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準 次のいずれにも該当するものであること。 イ〜ヘ (略) ト 専門の研修を受けた看護師が配置されていること。 (2) (3) (略) (4) 訪問看護管理療養費1の基準 訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者(当該者と同一の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者をいう。以下同じ。)であるものが占める割合が七割未満であつて、次のイ又はロに該当するものであること。 イ 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者及び特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。 ロ 精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、G A F尺度による判定が四十以下の利用者の数が月に五人以上であること。 (5) 訪問看護管理療養費2の基準 訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者であるものが占める割合が七割以上であること又は当該割合が七割未満であつて(4)のイ若しくはロのいずれにも該当しないこと。 (6) 訪問看護管理療養費の注2に規定する二十四時間対応体制加算の基準 イ 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意	第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準 一〇五 (略) 六 訪問看護管理療養費の基準 (1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準 次のいずれにも該当するものであること。 イ〜ヘ (略) (新設) (2) (3) (略) (新設) (4) 訪問看護管理療養費の注2に規定する二十四時間対応体制加算の基準 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見

見を求められた場合に、常時対応できる体制にある場合であつて、計画的に訪問することとなつていない緊急時訪問を必要に応じて行うことができる体制にあること。

ロ 訪問看護管理療養費の注2のイを算定する場合には、イに加え、二十四時間対応体制における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

(7) (9) (略)

(10) 訪問看護管理療養費の注13に規定する訪問看護医療DX情報活用加算の基準

次のいずれにも該当するものであること。

イ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成四年厚生省令第五号）第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行つていること。

ロ 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。

ハ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。

ニ ハの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

七 (略)

八 訪問看護ベースアップ評価料の基準

(1) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)

次のいずれにも該当するものであること。

イ 主として医療に従事する職員（以下「対象職員」という。）が勤務していること。

ロ 対象職員の賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されていること。

(2) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)

を求められた場合に、常時対応できる体制にある場合であつて、計画的に訪問することとなつていない緊急時訪問を必要に応じて行うことができる体制にあること。

(新設)

(5) (7) (略)

(新設)

七 (略)

(新設)

次のいずれにも該当するものであること。

イ 訪問看護ベースアップ評価料Ⅱを届け出ていること。

ロ 訪問看護ベースアップ評価料Ⅱにより算定する見込みの金額が、対象職員の給与総額に当該訪問看護ステーションの利用者の数に占める医療保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者の割合を乗じた数の一分二厘未満であること。

ハ 当該訪問看護ステーションにおける常勤の対象職員の数が、二以上であること。ただし、基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第六の二に掲げる地域に所在する訪問看護ステーションにあつては、この限りではない。

ニ 主として保険診療等からの収入を得る訪問看護ステーションであること。

ホ 対象職員の賃金の改善を実施するにつき十分な体制が整備されていること。

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一〇三 （略）

四 訪問看護基本療養費の注11に規定する乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者

(1) 超重症児又は準超重症児

(2) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者

(3) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

五〇十一 （略）

第三・第四 （略）

第五 経過措置

（削る）

一 令和六年三月三十一日において現に機能強化型訪問看護管理

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一〇三 （略）

（新設）

四〇十一 （略）

第三・第四 （略）

第五 経過措置

令和四年三月三十一日において現に機能強化型訪問看護管理療養費1又は2に係る届出を行つている訪問看護ステーションについては、令和四年九月三十日までの間に限り、第一の六の(1)のへ又は(2)のへに該当するものとみなす。

（新設）

療養費1に係る届出を行っている訪問看護ステーションについては、令和八年五月三十一日までの間に限り、第一の六の(1)のトに該当するものとみなす。

二 令和六年三月三十一日において現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所については、令和六年九月三十日までの間に限り、第一の六の(4)の基準に該当するものとみなす。

三 令和六年三月三十一日において現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所については、令和七年五月三十一日までの間に限り、第一の六の(10)の二の基準に該当するものとみなす。

(新設)

(新設)